

概要

U・Iターン者の定住促進を図るため、羽後町での定住を目的として住宅の建築・購入または宅地の取得をしたU・Iターン者を対象に、当該住宅・宅地に係る固定資産税相当額を奨励金として交付しているほか、羽後町に転入し、居住を継続しているU・Iターン者に対して、定住を奨励するための奨励金を交付。

また、定住促進の観点から、町内において消雪道路や上下水道等を完備した良質な分譲地を造成・供給するとともに、当該分譲地を購入して住宅を建築した者に対して奨励金の交付を行っている。

背景

羽後町においては、若年者の町外転出や少子高齢化の進展等により、平成13年に2万人を割った町民人口が、今後十年間ではさらに1万6千程度まで減少することが見込まれるなど、人口減少に歯止めがかからない状況にある。

平成17年に策定した第4次羽後町総合発展計画では、人口の減少傾向に歯止めをかけ、地域の活性化を図る観点から、平成26年度に町民人口を1万7千人とすることを目標に設定したところであり、U・Iターン者等の定住促進を図ることが重要な課題となっていた。

羽後町定住促進奨励金

1. 概要

羽後町での定住を目的として住宅の建築・購入又は宅地の取得をしたU・Iターン者を対象に、当該住宅・宅地に係る固定資産税相当額を奨励金として交付。

また、羽後町に転入し、居住を継続しているU・Iターン者に対し、定住を奨励するための奨励金を交付している。

Uターン者：町出身者で、5年以上町外で生活した後、再び羽後町に住民登録して生活の基盤が羽後町にある者

Iターン者：町外出身者で、新たに羽後町に住民登録し、生活の基盤が羽後町にある者

2. 交付対象者等

【住宅建築等・宅地取得助成】

羽後町に転入したU・Iターン者で、次のいずれかに該当する者

定住を目的として町内において戸建住宅の新築又は建売住宅の購入をした者

定住を目的として自らが居住する住宅を建築するための宅地又は建売住宅に付属した宅地を取得した者

区分	住宅建築等	宅地取得
対象者	定住目的で住宅建築又は建売住宅を購入した者	定住者で住宅建築を目的に宅地を取得した者
奨励金	当該住宅固定資産税相当額	当該住宅固定資産税相当額
交付回数	最初の固定資産税課税年度から3年間	
交付条件	中古住宅も対象となるが、本奨励金の対象となった住宅は除外する	奨励金を受けた日から3年以内に住宅を建築すること

川原田分譲地定住促進奨励金（後述）の交付を受けた者は交付対象外

【定住奨励】

羽後町に転入したU・Iターン者で、満2年以上居住を継続している者

転勤等で一時的に住民登録を行った者、婚姻による住民登録を行った者等は交付の対象外

区分	定住奨励金	
対象者	単身で転入した者	家族で転入した者
奨励金	20万円	30万円
交付回数	交付申請し、審査の上決定されたとき（1回）	
交付条件	羽後町に転入し、満2年を超えて居住し、奨励金の交付を受けた日から3年以上定住すること	

奨励金の交付を受けた者が交付条件を満たさない場合は、奨励金を返還するものとする

3. 活用制度

なし

上記奨励金の交付はいずれも町単独事業として実施

川原田分譲地定住促進奨励金

1. 概要

消雪道路や上下水道等を完備した良質な分譲地（川原田分譲地）を造成・供給するとともに、当該分譲地を購入して住宅を建築した者に対して奨励金の交付を行っている。

【川原田分譲地】



2. 交付対象者等

川原田分譲地に平成21年3月末日までに土地売買契約を締結し、居宅部分80㎡以上の住宅を建築した者を対象に下表の奨励金を交付。

交付要件	交付期間	奨励金額
町内建築業者を利用して住宅を建築した者	該当する要件につき1回限り	該当する要件につき、それぞれ10万円
契約時に満40歳以下であった土地購入契約者		
契約時に町外に住所を有していた者		
金融機関から融資を受けて土地又は住宅を取得した者	融資を受けた年度の次年度から5年間	利子相当額（上限年間10万円）
契約時に町外に住所を有し、満60歳以上であった土地購入契約者	固定資産税が最初に課税された年度から5年間	固定資産税相当額（上限年間10万円）

3. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）
...定住奨励金

実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

羽後町定住促進奨励金
交付認定：住宅・建築等2件、定住奨励金4件

川原田分譲地定住促進奨励金
交付：6件（計90万円）

【評価】

平成16年度から52区画の分譲地の販売を開始し、3ヵ年で26区画を販売した。そのうち、川原田分譲地奨励金の対象となった世帯は約2割の6世帯である。平成17・18年度の購入者の約5割は20代～30代の若い夫婦で、当該奨励金が川原田分譲地購入の契機となったと考えられる。

羽後町定住促進奨励金は、平成18年度からの施行で、現在交付実績はないものの、交付認定者があり、宅地購入・住宅建築を検討している方や町外から転入した方からの問い合わせもあることから、当該制度に対する関心は大きいと考えている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	羽後町 財政課
関連部局	羽後町 企画商工課

【連携のポイント】

立地条件の整った川原田分譲地の販売を中心とし、町内に定住を目的に宅地購入・住宅建築を検討されている方ができるだけ多く奨励の対象となるよう、財政課（川原田分譲地定住促進奨励金を所管）及び企画商工課（羽後町定住促進奨励金を所管）が連携して両制度の交付要件を設定している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

羽後町財政課

0183-62-2111（233）

【関連HP】

町HP（羽後町に定住を希望する方を応援します）

http://www.ugomachi.com/e_ugo/kurasi/gyosei/kikaku/tyousei/ui_t.html